

共謀罪（テロ等準備罪）クイズ 中級編 2 問題

問1 共謀罪（テロ等準備罪）は犯罪の実行を準備する行為を罪とするものである。

| | |
|---|---|
| ○ | × |
|---|---|

問2 日本には、テロ行為を未然に取り締まるための法律がまだ存在しない。

| | |
|---|---|
| ○ | × |
|---|---|

問3 共謀罪（テロ等準備罪）の新設理由とされる国連のTOC条約は、国内法の基本原則を崩しても条約の内容を厳密に履行することを求めている。

| | |
|---|---|
| ○ | × |
|---|---|

問4 次のうち、共謀罪（テロ等準備罪）の対象となる罪はどれか。

| | | |
|-----------|------------|------|
| 補助金等の不正受給 | 政党交付金の不正受給 | 虚偽告訴 |
|-----------|------------|------|

問5 政府によれば、保安林で筍やきのこを探る行為は、テロに関わりのある罪である。

| | |
|---|---|
| ○ | × |
|---|---|

共謀罪（テロ等準備罪）クイズ 中級編 2 答えと解説

問1 ×

犯罪の実行を2人以上で計画する行為を罪とするものです。実際に罰するためには犯罪の実行を準備する行為が認められる必要があるとされますが、その準備行為自体を罪とするわけではありません。その意味で、「テロ等準備罪」は誤解を招く呼び名です。

問2 ×

いわゆるテロ行為を予備・共謀の段階で処罰する法律は既にいくつもつづられています。「爆発物使用陰謀」「内乱予備陰謀」など陰謀罪、「殺人予備」「ハイジャック予備」「サリン等の製造、輸入、所持、譲り渡し、譲り受け行為の予備」「放射線の発散等の予備」「特定核燃料物質の輸出入の予備」などの予備罪、「凶器準備集合罪」などです。また、麻薬取締法、覚醒剤取締法、銃刀法などで、麻薬や覚醒剤、銃刀類を持つことも厳しく罰せられます。さらに、「テロ資金提供処罰法」によって、テロ行為を実行するための資金その他あらゆる支援の提供が処罰されます。このように、テロ行為を未然に取り締まる法の仕組みは既に整えられています。

問3 ×

TOC条約（国際組織犯罪防止条約）第34条1項に「締約国は…自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる。」とあります。

問4 補助金等の不正受給

「虚偽告訴」と「政党交付金の不正受給」は以前の共謀罪法案では対象でしたが、今回600以上の犯罪から277に絞り込まれたときに、役人や政治家がかかわるこれらの罪はなぜか除外されています。これは、TOC条約が汚職への厳しい対処を求めていることに反しています。

問5 ○

4月17日の衆院決算委員会で、金田法相は、保安林での森林窃盗（筍やきのこなどを採る行為）は、テロの集団など組織的犯罪集団の資金源になることが想定できる犯罪であり、テロ対策と関わりがあると述べました。